

「食パラダイス鳥取県」アンバサダー登録いただいた皆様へ

鳥取県の食材を使用した

新たなメニュー・加工品を開発したい！

新サービスを始めたい！

ねんりんピック仕様パッケージに改良したい！



県産食材を使用した新メニュー・サービス・加工品の開発・改良
おもてなしのレベルアップを図る事業者を支援します！

「食パラダイス鳥取県」多様な食で おもてなし推進事業

補助対象者

「食パラダイス鳥取県」アンバサダーに登録された県内飲食店、食品加工事業者等

補助内容・補助上限

補助内容	補助率	補助上限	補助対象経費
1 県産食材を用いたメニュー・サービス及び加工品の開発・改良 例) ・ベジタリアン、ヴィーガン等に対応する料理 ・美容・健康志向に対応するメニューや商品 ・米粉を使用したメニュー・加工品 ・ポップカルチャー等を活用した地元グルメ ・新たな土産物や食べ歩きグルメ ・ペット同伴旅行者のペット用フード・メニュー ・キャンプ飯・サウナ飯のメニュー・サービス ・ねんりんピック仕様のパッケージを新たに作成 等	2/3	60万円	メニュー・商品開発、改良に係る経費(試作材料費、機械・装置、器具・備品等の購入に係る経費(ただし、50万円未満のものに限る)、食品分析等に係る経費、パッケージデザイン版下作成費、ロゴマーク入りシール作成経費 等)
2 1のPR ※1の成果品に関するPRに限る。		30万円	PR資材作成費等
3 食に係る従業員の接客、調理及び加工技術向上に向けた研修		30万円	研修に係る経費等



食パラダイス鳥取県
Food Paradise Tottori Prefecture 美食天堂鳥取県 美食天國鳥取縣 安吃 安食 安美 安世



第36回全国健康福祉祭ととり大会
ねんりんピックはばたけ鳥取2024
咲かせよう 砂丘に長寿と 笑みの花
会期6年10月19日(土)~22日(月)

申請期限

毎年度1月末までかつ事業開始の20日前までに申請を行ってください。

※補助金の交付決定前に行った事業の経費は、補助対象外。

注意事項

※1事業者につき各事業年度120万円を限度として補助する。

※本事業を活用して開発したメニューについては、グルメサイト「とりたべ」の取材を受けること。

また、商品化した加工品については、「食パラダイス鳥取県」特産品コンクールへ出品すること(ペットフードを除く)。

※補助事業に関する書類は、事業完了した年度の翌年から5年間保管すること。

※当該補助金に関する発注先は、鳥取県産業振興条例に基づき、県内事業者への発注に努めてください。

申請様式

食パラダイス鳥取県公式HPよりダウンロードいただけます。

<https://www.pref.tottori.lg.jp/311689.htm>



食パラダイス鳥取県 おもてなし

検索

「食パラダイス鳥取県」アンバサダー登録・ロゴ等使用申請

★「食パラダイス鳥取県」アンバサダー登録がまだの方は、
電子申請または登録申請書をダウンロードして申請いただけます。

★「食パラダイス鳥取県」のロゴ等を使用される場合は、
「食パラダイス鳥取県」アンバサダー登録及びロゴ等使用要綱」
第8条適合する場合となります。

詳細はこちら：<https://www.pref.tottori.lg.jp/311299.htm>



食パラダイス鳥取県 アンバサダー

検索

「ねんりんピックはばたけ鳥取2024」ロゴ等使用申請

ねんりんピック仕様のパッケージなどを作成される場合に「ねんりんピックはばたけ鳥取2024」のPRキャラクター・ロゴ等を使用される場合は、事前に申請または届け出が必要です。

詳細はこちら：<https://nenrin-tottori2024.jp/news/1491/>



ねんりんピック 鳥取県 ロゴ使用

検索

各種問合せ先はこちら

【「食パラダイス鳥取県」アンバサダー登録・ロゴ等使用申請・補助金申請】

〒680-8570 鳥取市東町一丁目220番地
鳥取県商工労働部兼農林水産部市場開拓局
食パラダイス推進課

電話:0857-26-7835

FAX:0857-21-0609

【「ねんりんピックはばたけ鳥取2024」ロゴ等使用申請】

〒680-8570 鳥取県鳥取市東町1丁目271番地
ねんりんピックはばたけ鳥取2024実行委員会事務局
(鳥取県地域社会振興部スポーツ振興局
ねんりんピック・関西ワールドマスターズゲームズ推進課)

電話:0857-26-7908

FAX:0857-26-8741

Q1 補助対象者は？

A 「食パラダイス鳥取県」アンバサダーに登録された県内飲食店、食品加工事業者等が対象です。まずは、アンバサダーへのご登録をお願いします。

Q2 申請時期は？

A アンバサダー登録完了後、ご申請いただけます。
毎年度1月末まで申請を受付けます。事業開始20日までにご申請ください。
※申請は、メール・郵送・FAX・持参にて、受け付けております。

Q3 申請に必要な書類は？

A 「申請書(様式1・2号含む)」と「事業実施主体の組織構成が明らかになる書類」をご提出ください。

なお、鳥取県産業振興条例に基づき、原則、鳥取県内事業者への発注に努めてください。発注先に県外事業者がある場合は、「県外事業者への発注理由」を記載したのもをご提出ください。(所定様式なし)

鳥取県産業振興条例:<https://www.pref.tottori.lg.jp/206644.htm>

Q4 申請書は何を記載すればよいか？

A 「記載例」をご参考ください。

Q5 すでに購入したものは対象になるか？

A 補助対象外です。
交付決定よりも前に行った事業の経費は対象となりません。

Q6 対象となる支払日等は？

A 補助事業期間(※)内に支払を行っていない場合は対象外となります。
※交付決定日から事業完了日まで
事業完了日は、最長で年度末(3月31日)となります。

Q7 申請は税込み？税抜き？

A 一般課税事業者の場合は、「税抜き」で申請ください。
免税事業者、簡易課税事業者、特定収入割合が5%を超えている公益法人等は、「税込み」で申請が可能です。

Q8 備品等の上限50万は本体のみの価格か？

A 「取得価格」50万円未満です。

取得価格とは、付帯費を加えた額です。そのため、引取運賃、荷役費、運送保険料、購入手数料、据付費など、その資産を使えるようにするために、直接必要だった費用の額をいいますので、ご確認ください。

Q9 備品等の上限50万は税込みか？

A 「取得価格」に消費税の額を含めるかどうかは事業者の経理方式によります。

資産に関して「税込経理」であれば消費税を含んだ金額で、「税抜経理」であれば消費税を含まない金額で判定することとなりますのでご確認ください。

Q10 申請は1年(回)限りですか？

A 2カ年度、同一商品開発に関する事業補助申請を行うことが可能です。

(申請は各年度ごとで必要)

事例1) 今年度、商品開発のための試作に関する申請を行い、事業実施する。

翌年度に、その開発した商品のPR資材作成について申請し事業実施する。

事例2) 今年度、商品開発を試みたが完成まであと少しで事業終了。

翌年度、再度申請し、追加改良を行い商品を完成させるため事業実施する。

※いずれも、年度ごとに申請の後、交付決定後の経費が対象となります。

Q11 事業途中で、変更が生じた場合

A 変更の内容について、ご相談ください。

事業内容が大きく変わる、補助申請額が変わる場合は、**事前に変更申請が必要**となります。

Q12 実績報告はいつ提出するの？

A 事業完了日から20日以内に提出してください。

Q13 実績報告に必要な書類は？

A 以下の書類をご提出ください。

①実績報告書(様式1・2号含む)

※様式1号に内容が記載しきれない場合(品目が多いなど)は一覧表添付可

②事業実績の概要が把握できる写真、報告書等の成果物

・開発・改良された商品・メニューの写真や概要説明

・備品など購入の場合は購入物の写真

・受講した研修内容がわかる報告書 など

③支払確認のできる証ひょう書類(経費の内容のわかる請求及び領収書類)の写し